

一、九大。年一第三回宿鶴村議会臨時会議室

二、九大。年五月の日第十三回宿鶴村議会臨時会を本役  
所会議室に招集された。

三、応招佳議員は次通りである

議席代名議席代名議席代名

一	仲村春云	八	知松云大五	天久盛	當山伸太郎
二	岸本利康	九	米須清祐	天久盛	當山伸太郎
三	伊佐真一	一〇	仲本云重	七	安次富盛信
四	佐喜眞慎祐	一一	花城清善	八	稻嶺盛三
五	中山勝豊	一二	中里幸助	九	宮里敏行
六	大安雲良朝	一三	松本利宣	一〇	柳原正賢
七	崎岡健一郎	一四	山本朝徳	一一	

四、出席議員は次通りである

不応招集議員はなし

一	仲村春云	議席代名	一	仲村春云	議席代名
二	岸本利康	八	七番	山本朝徳	九
三	伊佐真慎祐	九	崎岡健一郎	一〇	天久盛
四	佐喜眞慎祐	一〇	知花云大五	一一	當山伸太郎
五	中山勝豊	一一	米須清祐	一二	安次富盛信
六	大安雲良朝	一二	中里幸助	一三	稻嶺盛三
七	崎岡健一郎	一三	松本利宣	一四	宮里敏行
八	柳原正賢	一四	山本朝徳	一五	

五、女席議員は次の通りである

一一番 中里幸助 二八番 稲嶺成三  
大市町村自治法第大十條<sup>頃定</sup>に於たり會議事件 説明つたゞ  
出席したる者口次々通りである

七、本会議の事務記は次の通りである	村長仲村春勝 助役吳屋真徳 収役仲村春松	副支津長澤道澤長 運送課長澤城安一 桑江良徳
-------------------	----------------------------	------------------------------

書記長  
松川義

議事第一回食糧公社の解散促進方へつづく  
詔勅第2号 宜野湾村育英会条例の一部改訂につづく  
議事第一回宜野湾村育英資金貸与条例の一部改訂につづく  
九、議事第一回次々通りである。

國朝詩一  
議未第十三

卷之二

卷之三

卷之三

卷之六

会議の眞末

午前十時三五分開會宣言口

出席議員二名があります。よって市町村自治法第十三  
条の規定により議會は成立致しますので、第一回宣誓

議會開會時會を唯今より開會致します。

議程表につきお詔り致します。

日程表を通り進めることに御異議ありませんか。

議長	全員要議あしと申べ 御異議がたりて、公議錄署名議員の決定は議長指名と致ります。
四番 佐藤真慎祐	一西番 山本朝徳の何議員を公議錄署名議員と致します。
"	議事の進め方に付て、お詫り致します。議案第一三号西号二五年と関連致りますが、一六全議案上程後は質疑討論に入ることにしたいたと思ひますが、
里方議会と呼ぶ者あり	里方議会と呼ぶ者あり。
"	御異議がたりて、全議案を主張するに致します。
"	七番議員の出席を報告致します。
"	日糧第一議案第一三号、宜野灣村育英会定款の一部改訂の承認につけても上提致します。
"	書記として朗読せめます。
"	提案者の御説明を願ひます。
村長	理由にちがひ違ひ、去る四月から不足して、定款がどういうふう不満の点があり又皆様がお指摘をなさつたと見ており、これが改正した、重なる是正事務機構、範囲、対象、大學院の追加に至ることである。
議長	日糧第一議案第一三号、宜野灣村育英会定款の一部改訂についても上提致します。

議長

書記として朗読せられました。

村長

提案者の御説明を願ひます。

議長

先議長の話しかけたように、定款が改訂されるので、関連

分部の自動的改訂である。

議長

日糧第三議案第二年官經津村首獎費金貸与條例

例、二部改訂につきセミ上提出致します。

書記をして朗説せられます。

提案者の御説明を願ひます。

村長

三、食糧課例、天道院を明記した方が良いと思って改訂

議長

三番目、番議員の出席を報告致します。

書記をして朗説せられます。

提案者の説明を願ひます。

村長

日糧第四議案第二年官食糧会社跡の解放促進方につ

いてセミ上提出します。

書記をして朗説せられます。

提案者の説明を願ひます。

議長

光の議会終了後解放促進の決議文を提出するため

村長

政府除外を行ふとしたところ、一つはや頼い、一つは大句やは

かのとの原田氏の話であります。

原田氏の解説でルックに会つたり、解放は具体的な問題だ

から、我々が出来ること、今は弊務官には会はなくてお良

いではないか、とこうしてあつた。

私が役所に帰つてから電話がありましたが、そこの解放に

かつたのではあるがとの話であります。又翌日三月は高射

砲隊との演習である旨を収められた。

方面では規定地域内にあるので條件せ付してから解放の手

亮は出来立と

二大日には議長と村長、諸に来ようとおどりで、そも時に  
真接部隊長と会つたり、規定地域でありて、三つの條件が

おりこれを守らねば出来立い旨の話であった。

学校、劇場、施院の建築をさせおいと、いかで議会で議決  
して提出したとのことであります。下へ

議長　五番議員より出席を報告致します。

暫休憩致します。(午後二時五十分)

会議を開きます(午後二時)

午後二時半持続三二に致します。午後二時より例会

すことを行ないます。

暫休憩致ます(午後二時三分)

会議を開きます(午後二時三七分)

議長第三席　直井潤村議員　直井潤村議員の承認

にて質疑を行ないます。

一大番議員より出席を報告致します。

二番議員より出席を報告致します。

八番議員より出席を報告致します。

九番議員より出席を報告致します。

議長	賛成と呼ぶがちあり。
議長	議案第13号の質疑打切りの動議があつた。折定の賛成者、力ありましたので、動議は決してあります。御異議ありませんが、異議なしと呼ぶのがあります。
議長	御異議がひいて、議案第13号の質疑を省略することに致します。
議長	議案第13号の討論を求めます。
八番	条例の改正などについて定款を承認し、後は先にありますので條例の方があまりにあつと思ふ。
議長	では議案第13号、西暦一五年を一括して上提出するに付して、議案第13号、西暦一五年の質疑を省略することに御異議ありますか。
議長	異議なしと呼ぶ者あり。
議長	御異議がひいて、議案第13号、西暦一五年を一括して上提出するに御異議ありますか。
"	議案第14号、首野津村育英会条例の一部改訂についての討論を求めます。
"	原来に御異議ありませぬ。
更議主と呼ぶ(全員)	更議主と呼ぶ(全員)
八番	御異議がひいて、議案第14号、首野津村育英会条例の一部改訂を原案通り可決を定めます。

議長 議案第十五号 宜野湾村育英資金貸与条例の一節  
改訂に付し説明を承ります。

原案に御異議ありませんか。

異議なしと仰が(全員)

御異議がござりで議案第十五号宜野湾村育英資金  
貸与条例の一部又は原案通り可決と送致します。

議案第十三号宜野湾村育英金走款り一部改訂の承  
認にて討論を求めます。

原案に御異議ありますか。

異議なしと仰が(全員)

御異議がござりで議案第十三号宜野湾村育英金走  
款り一部改訂の承認すことに決定致します。

日程第十四号議案第十三号宜野湾村育英金社貯の解放促進方につき  
貸題願ります。

三番 長 岩室とは言ひますが早く解放出来ると想う

八番 案件の解放にあつて何等を挿入した場合岩室尚題が  
起るが用語の裏について検討せらる。

村長 何等と類似した場合に問題があることはさりとあら  
たゞと話したり、学校劇場演説とでまとまつたのである。

一三番 肉連するが、この條件につき原文がどうか。

議長　又後で公衆の集会場所とおもと面りはござりかどうか。

村長　え、付ありますと風ふう。そろそろです。

二番　三つ條件は誰が持つておるか。

村長　土地譲のシーベン代で解放の條件としてある。これはルック代が云  
ふ中だうではあるかと思う。

二番　四月四日誰が集つたか。

村長　四月二大日軍の土地譲の裁判所でシーベン代、ヰエラ法務局  
長議長、村長五名である。

二番　そりは口頭の大事か。

村長　口頭である。

二番　三つ條件を持ち出して理由はどうか。

村長　ゾシイグネイション地域は危険であるとの意であると思う。

二番　それは何の話か。推測か。

二番　ゾシイグネイションを知りたが急々手に入つたが今後内容  
がどうだかと見せられて困る。それで検討たい。

議長　暫休憩致します(午後二時四十分)

八時　会議を開きます(午後二時四十五分)この場合に於ける

二番　解放された地域で條件付の土地があるかどうか。

村長　あります。その辺に付けておる。北側の方面に付けておる。

二番　光程算の係が見えます。ありましやが、ビ余談であります。

村長　ほ時出来立つの暗黙見立が詫びやあた。

大 番  
解放は村有地の方  
木 長  
一花三郎を先にして、残り十二エークは土地生田意を聞き  
七 番  
株件は解放された場合、今後解放する時株件を下さり取る方  
木 長  
外にどう云うことは考えられか、二つ場合は株件をのまおい  
新 地  
と解放とおりの事でありますうで、ハシ代、サニセ  
番  
新土地計画の中に解放の條項がありと思ふが、一花林親し  
て内閣を示めさせてやりたい  
議 長  
又光輝のシナシイネキミヨンの件につきも、電話等で内政府  
議 会  
にせよ合せて示めさせてやりたい  
会 議  
会議を開きました(午後二時二十五分)  
大 体  
大体貸向を終らようでありますので、貸付契約を打切り  
議 事  
だりと思ひますか、  
議 事  
異議なしと呼ぶ者あり(四〇票)  
御 議  
御異議が少くと認められ質疑を打切り討論に入ります  
八 三 番  
三の問題は本質的下取り上ガ丘の場合、良ひ承持はござ  
木 衣  
がござキ房とおつにやうては村の発展を計らねば出来まい  
ので、又三ツの條件が出ても村の発展には向覆はありと思ふ  
木 衣  
そく原案通り同意することに賛成致します

三 番 一日を早く解放してからいにいことは、村民の望むところであり。  
 本 長 庫は三ツの條件を序ねば、解放はふりと、又村民の利益ばかり考慮と  
 た場合別に問題はないとと思ふ。

二 番 軍とは三ツの條件を付さねば、解放はふりとのことだ、あります。

三 番 ますので、原案通り同意するに替へあります。

四 番 一日を早く解放せんと云うことに、反対ではなく、唯條件を付して、村民を代表せざる以上、急いで、三種類で済めることで問題でもある。二つの問題は将来において確信が持てないので、新土地計画による話と合ひ、解放許可を調べてからなり。

五 番 又シートカン代の実で、條件が高過ぎでなく、病院等の文句をあり難田がおつきりと/or/。

六 番 早めに解放するため、先程の民政府の件は個人的に調べてにして、原案通り同意するに替へます。

議 長 唯今八番、三番、二番議員から賛成意見がありましたが、外口衛異議ありませぬか。

七 番 裏議ありと呼ぶ者あり。

八 番 御異議がたりて、諸向第ニ号、旧食糧公社廬の解放促進方に力を尽せ原案通り同意するに可決を底致します。

九 番 暫休憩致ます。(午後三時四十分)

十 番 会議を開きます。(午後三時四十五分)

十一 番 以上持ち手して、今日程を全部終了致しまして、

三月廿二日、官野洋輔、横浜市議会議長、横浜市を訪問致しました。どうもありがとうございました。

散氏盤

右の文書は書記の記載したうであります、その内容は正確であ  
ることを証するためニニに署名する。三月に付であります。

一九六四年五月四日

宜蘭縣議會議長 林原正賢

議事錄署名  
信真慎祐

文部省所作之書皆以日本語為主

草方に無事かと云ふ事は、本來の事で、殊に何事も

唯今人多以爲不復可尋，故不復一尋耳。

外傳卷之二

詩家之口不外乎此。故其言也，不以爲奇。

書評讀書之法

廣雅

卷之三